

商工会法施行・連合会創立65周年式典

去る令和7年11月5日（水）にANAクラウンプラザホテル松山にて、「商工会法施行・連合会創立65周年記念式典」が開催されました。

第1部の式典では、大野彰一会長、古野誉副会長が役員功労者として表彰されました。

表彰受賞、誠におめでとうございます。長年、商工会にご尽力いただいたこの度の受賞、心よりお慶び申し上げます。

第2部では、フリーキャスターの伊藤聡子氏による講演が行われました。

■愛媛県知事表彰

大野 彰一 会長【上田建設(株)】

■愛媛県商工会連合会会長表彰

古野 誉 副会長【河辺自動車(有)】



県連 渡部会長



講師 / 伊藤聡子氏

大洲市生活応援チケット

額面500円の応援チケット6枚
3,000円分を**2000**円で販売！

【販売期間及び使用期間】

令和8年5月1日（金）～令和8年7月31日（金）
（無くなり次第販売終了）

【購入限度】

各取扱店舗での購入は、1人2セットまで

【販売場所】

購入（使用）したいチケットのお店

【販売上限】

1店舗あたり200セット

◆取扱店舗の申込◆

3月下旬から募集開始し、大洲商工会議所、
または川上商工会で受付いたします。

※各店共通のチケットではありません。購入したお店で
のみ使用できるチケットです。

大洲市買物等割引チケット

市民1人あたり割引額500円券×12枚（6,000円）
が3月中旬頃から順次発送されます。

【使用期間】

令和8年3月19日（木）～令和8年7月31日（金）

【チケットの使用方法】

「おおす買物等割引チケット取扱店舗ステッカー」が
貼ってあるお店にて、1,000円単位での物品の購入、
またはサービス提供時などの支払いにおいて500円分
1枚が利用可能

◆取扱店舗の申込◆

令和8年5月29日（金）までに「取扱店舗登録申込書」
を大洲市商工産業課へ提出してください。
申込書の様式のテンプレートは、大洲市ホームページから
ダウンロードできます。

職員異動のお知らせ

令和8年4月1日付けで、阿部哲也経営支援員が異動することになりました。



このたび、越智商工会（今治市）へ異動することとなりました。至らない点も多い中、皆さまに支えていただき、ここまで務めることができました。2年間の短い間でしたが、本当にありがとうございました。

あなたの“未来”応援します。

Government Educational Loans

国の教育ローン



JFC 日本政策金融公庫

事業者の皆様、ぜひご相談ください!

マル経融資

小規模事業者経営改善資金

金利(令和8年2月2日現在) 2.40%

借入限度額 2,000万円

(株)日本政策金融公庫

愛媛県最低賃金金額が改正されました。

令和7年12月1日より発効

1時間 **1,033** 円です。

◆お問い合わせ先

愛媛労働局 賃金室 (TEL/089-935-5205)

または、八幡浜労働基準監督署 (TEL/0894-22-1750)

小規模事業者持続化補助金<一般型>

第19回
公募

小規模事業者および一定要件を満たす特定非営利活動法人が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するために取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。

本補助金事業は、自ら策定した持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組や、その取組と併せて行う業務効率化(生産性向上)の取組を支援するために要する経費の一部を補助するものです。

○補助上限 50万円

※上記金額に、インボイス特例対象事業者は50万円の上乗せ、賃金引上げ特例対象事業者は150万円の上乗せ、両特例対象事業者は200万円の上乗せ

○補助率:2/3(賃金引上げ特例のうち赤字事業者は3/4)

○対象経費:機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費(オンラインによる展示会・商談会等を含む)、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

申請期間: 3月6日(金) ~ 4月30日(木)

【注意】

1.本補助金は電子申請システムのみでの受付となり、申請にあたり「GbizIDプライムアカウント」の取得が必要ですので、未取得の方は以下URLより事前に利用登録をお願いします。

○GbizID取得URL <https://gbiz-id.go.jp/top/>

2.申請時には事業支援計画書が必要となり、商工会にて発行しますので4月16日(木)までにご連絡ください。

3.本補助金は審査があり、不採択になる場合があります。また、補助事業遂行の際には自己負担が必要となり、補助金は後払いとなります。

あなたも家族も
まるごと守る!
頼れる補償の

商工会の福祉共済

全国商工会会員福祉共済

毎月ご加入
いただけます!!



けが・病気・がん
しっかり備える

大切な、商工会会員の皆さま、だからこそ加入できる特別な制度です!

ご加入できる方

商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族、商工会・連合会の役員とその家族であって健康な方が対象となります。

(「病気」の補償およびトータル「がん」補償・シンプル「がん」補償の場合、健康状態に関する告知義務があります。)

※ただし2024年11月1日時点での満年齢が満6歳以上満80歳以下(シニア医療特約・シニアトータル「がん」プラン・シニアシンプル「がん」プランでは新規ご加入は満74歳以下)の方に限ります。

「家族」とは…①配偶者、父母、子 ②同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫 ③配偶者の父母をいいます。

※万一、商工会からの脱退や退職等により、加入者資格を喪失した場合には、お手数ですが、ご加入の商工会へご連絡くださいますようお願いいたします。

さらに福利厚生も充実!

福祉共済加入者・被共済者の皆様は、自動的に商工会プラチナ倶楽部の会員になり、「ベネフィット・ステーション」(運営:ベネフィット・ワン)の優待サービスをご利用いただけます!

お問い合わせ・資料請求はご加入の商工会まで

※一部の商工会においては取り扱っていない場合があります。

このチラシは福祉共済および東京海上日動火災保険(株)の団体総合生活保険(医療補償基本特約・がん補償基本特約)・総合生活保険(個人賠償責任補償)の概要についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、ご加入の商工会までお問い合わせください。

取扱代理店: 共済シェアサービス株式会社

東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル北館12F TEL:03-6268-0771

引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社 担当課: 広域法人部法人第一課

東京都千代田区三番町6-4 TEL:03-3515-4147

2024年8月作成 24TC-002637